

どもに障害がなければ、同時に複数の子どもを委託する方がうまくいく場合のあることや、委託が困難で不調が予測される場合には、委託当初から複数の里親を準備し、複数の里親で一人の子どもに対応していることをお聴きした。また、乳児に特化した委託を行っている機関では、里親に委託するまでの長くとも6ヶ月という期間を限定した質の高い養育を提供できる乳児院や乳幼児施設（難しい乳幼児をチーム体制で短期的にケアしている）の活用を積極的に評価していた。元の家族から里親家族へ直接委託することが乳児にとってインパクトが強過ぎるため、委託の狭間にクッション的機能として乳児院等を活用する方が里親委託への適応がよいという話もお聴きした。また、未成年の母子を里親に委託している機関では、母親の逃亡がよくあり、うまくいかないケースもあるが、それでも一定の効果のあることを自認し、こうした委託を継続している。

養育には多様性や柔軟性が求められる。日本においても委託困難な子どもに特化した新たな養育モデルの検討が必要である。

これまで我々は英米におけるパーマネンシー概念の影響を強く受け、主たる養育者の一貫性を重んじてきた。しかしそうした固執が逆に里親不調を促してきた一面もあるように思われた。養育者の断続的・継続的保障や里親養育の社会化といった考え方にに基づき、多様な養育モデルの可能性を模索する必要がある。

日本においても子どもと家族の状況によって、実親宅と里親宅、情緒障害児短期治療施設あるいは児童養護施設と里親宅、あるいは複数の委託家庭を計画的に運用していくという柔軟性をもった里親委託の必要性を感じた。したがって二重措置を禁じるのではなく、計画的に里親委託と施設措置を併用することなども検討する余地はあるといえる。

## 7. 民間機関の存在意義

委託業務への多様な公・民機関の関与は多様な子どもの委託を促進している。先に指摘したように、各民間機関では特定のタイプの子どもに特化した委託を行っている。そうした特化された子どもを民間が引き受ける一方で、県の機関は民間が担いきれないあらゆる子どもの委託に努めている。

里親のなかには、民間機関の方が、支援内容が充実しているという理由で、県ではなく民間機関を選択する者もいる。養育支援内容は、民間機関が中心となって充実させてきたといえる。

また、民間機関が独自に里親の募集・養成に関与することは公民の機関が連携すると同時に競合することでもあり、そうしたことが相互の質の向上を促している。民間機関は単に公的機関が十分に里親養育を支援できないからそれを補うという消極的理由からではなく、里親委託には公民機関双方が関与することが必要不可欠である。

日本のように里親募集を児童相談所が一手に引き受け、都道府県が認定業務と里親を独占するという状態では里親候補者の獲得には限界がある。

一方フランスでは、県が里親の一定レベルの適格性を慎重に評価し、里親資格を条件付きで与えている。その上で里親委託機関は有資格者から機関の必要に応える里親を選び、里親も委託機関を自由に選択できる仕組みを作っている。したがって、里親は養育支援を十分行えない機関には就職しようとはせず、また委託される子どものタイプを承知して機関に応募しているとも言われている。

さらに里親を確保するためには民間レベルでの啓発が促進される必要がある。また民間機関が里親の募集と里親の評価に関与できるようにすることが重要である。

訪問した民間里親委託機関の職員は県の機関と比べ比較的長期に同じ機関に勤務している。レフェラントの一貫性や、職員の資質向上にとって重要な要素である。日本では、児童相談所職員は短期に移動する傾向にあるが、民間機関職員は一定

の待遇が保障されれば、長期に勤務する可能性が高い。民間機関の職員が継続的に里親委託に関与することで、委託実践の質的向上が期待できる。そのためにも、民間機関がある程度独立した形で実践を遂行することが求められる。

日本では、児童相談所の子ども担当は転勤も頻繁にあって実質的に機能していない場合が多い。子どもから信頼され、何でも話せる存在とはなっていないのではないか。

## 8. 子育て支援との連続性をもった社会的養護

一部の里親委託機関には、恒常的里親委託だけではなく、里親宅と実親宅を行き来できる連続的委託 *l'accueil séquentiel* を提供している。子どもを完全に親から分離するほどの危険性はないが、十分な養育ができないことを親自身が自覚し、週に何日か里親委託することを親が同意して近在の里親に繰り返し子どもを委託するという形態が中心である。また、親子分離する以前に司法措置に基づいた開放的育成支援(AEMO)や行政措置に基づく在宅育成支援(AED)を提供する機関があり、危険な状態にいる子どもを一定期間、育成機関に委ね、本来の環境において育成的に家族と子どもを支援し親子分離の回避が図られている。しかし改善のない場合には、子どもを家族から分離して施設か里親に委託する措置を子ども判事が決定する。親が頑固に分離を拒否するときには、週末や学校休暇に連続的委託を行って、親の気持ちを和らげ恒常的里親委託への変更親が同意するよう促す場合もある。すなわち在宅での養育支援と社会的養護が連続性をもって提供されている。

日本では、基本的に在宅支援は市区町村、社会的養護は都道府県が提供しているため、連続性をもって提供することが困難である。また在宅型週末里親ともいえる里親の断続的利用は子育て支援の一環で提供されてよいものであるが、そうしたサービスを提供するという考え方は多くの市区町

村にはない。在宅を基盤とした里親や既存の子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)を地域住民の自宅で提供するなど在宅と親子分離の間にグラデーションをもった社会的養育支援者を市区町村は確保し、提供することを検討する必要もある。

日本の場合、在宅か親子分離かという二分法で思考せざるを得ない状況にある。そうしたことが実親や里親といった一定の養育者への養育の丸投げ状態を生み出し、社会的養育意識を文化的に醸成することを困難とする。そのことが里親候補を十分に確保できない状況に大きく関係しているように考えられる。在宅での養育支援の充実は里親委託後の地域社会での養育の共有化を促すとも捉えられる。日本においてもより多様な在宅を基盤とした養育支援を模索する必要がある。

## 9. 子どもと実親との交流

フランスでは2007年の法律改正により、実親の権利が一層重視されるようになり、裁判所が禁止しない限り、親子の面会交流を支援することが各機関の重要な業務に位置付けられている。

面会交流は子ども判事から宿泊を許されている場合には、実親の家で行うことができるが、宿泊を認められていない場合は心理士やレフェラントが、親の家に子どもを連れて行き子どもは泊まらずに里親家庭に帰る。親子だけの面会が認められない場合には、機関の面会室において子ども担当のレフェラントと親担当のレフェラントが立合っ

て面会交流が行われるが、親が精神的問題のある場合には心理士が立合っている。

子ども判事が立会なしで親に会っても、子どもが安全と判断するケースにのみ、親子だけの面会が機関の施設内で行われている。その場合レフェラントと心理士が面会の前後に親と子どもに寄り添うことも行われている。親の状況が改善すると、親はその機関の施設の中で子どもと一緒に食事したり、遊んだり、散歩などして一日を過ごせるよ

うになる。そのため大抵の委託機関は施設内に面会室を設置しているか、あるいは親子面接を専門的に行う機関と提携してそこで面会交流を行っている。面会交流室には、通常、台所と食堂、ゲーム室などが備えられ、監視されているという感覚をもたずに親子だけで過ごせるように配慮され、親子関係を立て直すために定期的に行われる。面会は決して里親宅で行っていない。立会い付きの面会から立会いのない面会、実親宅での外泊、そして家庭復帰と段階を踏んで親子交流は進められる。

このようにフランスでは親子の面会交流が構造化され、それが委託機関の重要な業務として位置付けられている。司法措置に基づき里親に委託される子どもが非常に多いフランスでは、子ども判事が親子面会の方法を決定している。ときには子どもの状態を十分に理解していない判事に対し、委託機関が子どもの不利益を配慮して、面会の間隔をより長く置くことを要望したり、逆に外泊を認めるように要望することもある。

面会交流に際して実親に関する情報の子どもへの伝達は、子どもの成熟度と状態を勘案して行われている。子どもに会いに来る実親に精神障害があり、行動上問題のある場合には、子どもにわかる言葉で、レフェラントがあらかじめ子どもに説明する。親の状況を伝えることは里親ではなくレフェラントの仕事とされている。

面会交流の目的は子どもが親を理想化するのではなく、子どもにとって辛くても親の状況を理解し、ときには親を否定しつつ、子どもながらに心理的折り合いを付けるために行われるといわれている。したがって面会は家庭復帰のためだけに行われるのではなく、家族からの断絶を回避し、家族関係を維持するために、あるいは子どものアイデンティティを確立するためにも重要と考えられている。

日本では家庭復帰の可能性のない長期委託では、面会交流はほとんど行われていない。また、面会交流に関する構造化が不十分であり、安易な外泊や実親子交流が里親委託の不調要因となっている場合もある。面会交流に特化した施設は確保されておらず、そうしたことへの配慮意識さえ根付いていない。今後、そのあり方についても検討する必要があるといえる。

パリ 13 区の路上にて



## 里親委託契約 Convention d'Accueil

本契約は以下の署名者の間で行う。

アシスタント・ファミリアルの署名

アシスタント・ファミリアルの配偶者の署名

および

L'OSE の里親委託機関の代表の署名

M.C.Godefroy 所長)

本契約書は、委託を実現するために、ロゼ里親委託機関がアシスタント・ファミリアル（以下では AF 又は里親とする）に求める事項を明確にするために作成しました。

以下で取り上げることは、私たちにとって重要と思われる点で、様々な局面で委託中に問題になる可能性を考慮して、あなた方がこれらのことを子どもの委託に責任のあるソーシャルワーカーと話し合ってお協力していただきたいことです。

里親家庭の役割は基本的に重要です。

子どもは、実際に自分の家族と生活できなくても、

— 日常生活から学習し続けるため、愛情と安全を子どもに提供する大人の支えを必要としています。その上、子どもは、とくにその学校教育、生活、行動面で困難を抱えています。

— 子どもは自分の家族から離れて里親家族の一員となりますが、子どもの両親は親権を保持しています。

また、子どもは、現在、どこに迎え入れられていようとも、自己を形成し、成長するために子どもの家族史の中に自己を位置づけようとしています。そのため、痛ましくても、その現実を拒否せず、認める必要があります。

そのため、子どもと親たちとの面会が機関の協力のもとで行われます。

里親家族は、つぎの点で職業的態度を取りながら、子どもを愛情で包み込み、子どもの必要に応えるために非常にデリケートな仕事に向き合わなければなりません。

— いつかは子どもが旅立つことを知りながら、子どもを迎えること

— 親の存在を認めること

— 社会福祉機関に協力すること。なぜならその情報交換が仕事の基礎になるからです。（情報交換は最小限のコンセンサスといえる。）

— 子どもの変化や成長を促す働きとなる心理的役割と、それを必要とする場をよく心得て、その場で子どもの必要とする信頼に応えること。

### 1) 雇用後に

#### ◆募集時に伝えるべきこととして

情報提供集会で配布される募集要項には、つぎのことがとくに述べられていません。

— AF の資格は必要不可欠なものです。資格は5年ごとに更新することができます。しかし、資格は毎年見直されます。その見直しによって資格が一時停止となるときには、契約は解消されます。

— AF は、l'OSE の合意を得ずに他機関から他の子どもを迎入れることはできません（日中だけでも）。

— 里親家庭は委託される子どもとその親に関する職業機密を厳守する義務があります。

#### ◆子どもを迎える準備

子どもの里親委託の依頼が措置機関からあるときには、心理チームがまずどの里親家族に子どもを紹介するのかを決定します。

里親家庭の合意があるときには、その子どもに責任をもつソーシャルワーカー（SW）が、子どもと親たち及び里親家族の面会に立ち会います。

そのほか、里親家族の住居又は子どもの生活施設（乳児院、病院など）において、里親と委託児童の適応を促すために何度か面会します。

この準備期間に委託を実行する方法を定めます。

#### ◆養育期間中のこと

養育中は、AF と心理—ソーシャルワークチームの間で緊密な協力が行われなければなりません。

SW は AF をフォローして子どもの変化と表出されるあらゆる問題を検討するために定期的に訪問します。

この訪問は、一般に里親家族に予告されますが、事前に通知せずに行うこともあります。

AF の仕事は、その家庭の父（以下では里父とする）の協力が必要です。そのため、SW は定期的に里父と面会します。

SW は、言うまでもなく、子どもとも面会します。子どもだけと又は AF のいるところで子どもに面会します。

SW は、子どもに教育的外出を提案することができます。子どもの心理的診断を行うとき、里親家族は子どもに同伴行き機関に行き、心理士の面会を請求することができます。

里親家族は子どもが治療を受けるとき、同様に寄り添うことができます。

AF は、機関が企画した子どもの外出に積極的に同伴することもできます。

#### ◆研修

継続的に資格を確保するための 240 時間の義務研修

2005 年 6 月 27 日に公布された AF の身分に関する新しい規則は、AF に 240 時間の研修が義務づけました。

その研修費は雇用者が負担し、必要なら、研修中の子どもの委託先を用意し、その費用も負担します。

研修は、AF の資格取得後に結ばれる労働契約から 3 年以内に最低 120 時間を受講しなければなりません。

研修は、以下の分野で知識を得るために役立つものでなければなりません。

— 子どもの発達

— 自分の家族から分離され、里親家族で生活する子どもに、特別に生じる状態

— AF の職業と、自分の家族と離れて生活する子どもを支える里親家族による日常的支援

— 委託された子どもを受入れる制度的行政的枠組、また、里親委託チームの各メンバーと AF が共同で行う仕事

研修が終わるとき、研修終了を証明する終了証が授与されます。

永続的研修の枠内で行われる外部機関における研修

AF は、外部機関で研修を受けることができます。

ロットマン博士による AF を考えるグループ研修が 6 週ごとに開かれます。博士は精神科医で、里親委託の実践に関する様々な問題の理解を深めるために研修を行います。

里父に対する同じようなグループ研修も提案されています。これは年 3 回、日曜日の午前に開く予定です。

Philippe-Musso 夫人（心理士）は、月曜日に里親家庭の面会を受け付けています。

#### 2) あなたの家庭で生活する委託児童について

##### →重要事項

委託中の子どもがその生い立ちをたどれるように、私たちは、子どもを受理したときから、あなたに子どもの生活と子どもの家族関係に関する出来事を記録する日付入りの観察手帳と写真アルバムを作ることをお願いしています。

##### アイデンティティ

L'O.S.E.は、両親のアイデンティティとその宗教的信念を尊重することを非常に重要と考えています。

そのため、子どもたちが親たちの宗教を知り、実践することにも配慮し、私たちは、親たちの合意を得て、休暇中に開かれるキャンプ、祭日および宗教教育のコースに参加することを提案しています。

他方、里親家庭が宗教や政治活動に、機関の合意なしに

子どもを参加させることを認めていません。

### 子どもに対する尊重

子どもはその人格と身体を尊重されなければなりません。私たちはこの点に細心の注意を払って、「子どもの体は子どものもの」であること、そしてときには、大人の要求に「いや」と言える子どもの権利を教えるための教育をしています。子どもが嫌がるのに、大人が子どもを愛撫することや性的虐待は、法律で厳しく罰せられることを教えます。

### 親たちとの面会

親と里親家庭の関係の質は、子どもが精神的平衡を得るために重要な要素です。

子どもを受入れるとき、子どもとその家族の面会のリズムと方法はソーシャルワーカーと協議して決定します。親たちの訪問は、AFの家で行うことも、週末又は休暇中に親の住居に子どもが行くことも、あるいはL'OSEの施設内で行うこともあります。

その訪問と外出を子どものために準備することが、里親に求められます。里親は、訪問や外出について子どもと話し合っ、持ち物を用意します。

子どもとその家族の面会はどんな変更でも、事前にソーシャルワーカーに通知し、話し合わなければなりません。

子どもとその家族との電話による交流は、レフェラントとよく話し合ってから行われなければなりません。

ときに、子どもと家族の面接を養育家庭で行うことが難しいときには、ソーシャルワーカーに通知しなければなりません。そのほか、髪の毛のカットや子どもの持ち物で起こる問題に、AFは注意深くなければなりません。

### 携帯電話について

携帯電話は、16歳未満の子どもが里親家庭で使うことを禁じています。どんな理由があるにせよ、その費用は子どもの小遣いから支払うことが定められています。

### 長期休暇（バカンス）

バカンスをどう過ごすのかということは、親たちと里親

家庭および子どもの間で話し合いますが、その決定は、子どもの利益を考慮して機関が行います。

子どもが実親とキャンプやコロニーに行くときには、里親家族は、持ち物を準備し、待ち合わせの場所まで子どもに同伴しなければなりません。

子どもが、里親家族とバカンスに出かけるときには、便りを機関とその子どもの親たちに出さなければなりません。出発前に、言うまでもなく、バカンス中の連絡先を知らせておかなければなりません。

その他に、子どもたちが一ヶ月以上キャンプに出かけることや、親と面会できずに2ヶ月も滞在することは認められません。

子どもたちが里親家族と2ヶ月以上家を離れるという特別の場合には、AFは子どもと親との関係の維持に努めなければなりません。AFの希望で2ヶ月以上バカンスで出かけ、その間、1ヶ月以上子どもを監護しないときには、自費でパリまで子どもを迎えに行くようお願いいたします。これらのことを忘れずに行ってください

。

### 余暇、ゲーム

子どもは、成長し、自分の意見や気持ちを言えるようになるためには遊びを必要としています。

子どもは、遊ぶことで、刺激され、様々な活動に参加することが必要です。

そのため、里親家族は、自ら遊んでゲームをしたり、教育的なおもちゃや子どもを喜ばせる遊びを提案することを求められています。

同じように、家庭外の様々な活動に申し込むことも望まれています、それにはSWの合意を必要としています。

### 就学

就学は子どもの生活の重要な要素です。親たちは、最大限、就学に協力します。

里親家族には、学習をフォローし、学校の集りに、親たちが行けないときには参加し、学校の成績簿をコピーしてSWに送付することが求められます。

子どもの教育方針は、それについて親と検討するSWと話し合わなければなりません。

## 健康管理

里親家族は、子どもが必要とするすべてのケアを惜しみなく行わなければなりません。

そのため、診察する医師を自分で選択することが出来ます。6歳未満の子どもは、母子保護機関 P.M.I. へ相談することができます。

すべての入院は、親たちに連絡できる SW と話し合わなければなりません。

親の合意を得て、治療と手術の許可が子どもを委託中の里親家族に交付されます。

里親家族は、子どもの健康手帳を作ることを求められています。

ワクチンの接種と特別検査につきましては、里親家族は機関の指示に従います。

そのほか虫歯又は通常のケア以外の相当の費用がかかる治療を受けるときは、事前に機関の合意を得てください。

## 治療と心理的診断

子どもの利益に従って、里親家庭は治療と診察に協力する必要があります。

## 遺尿症

これは情緒的問題から起こる症状です。そのことを考慮して SW 又はチームに相談することが重要です。(どんな場合も、夜間に飲み物を与えないことが問題の解決にはなりません。)

## 清潔

清潔さを身につけることは、子どもの発達重要な段階です。その教育は、子どもが身体的および精神的成熟する時期(18~30ヶ月)に必要なものと考えて指導しなければなりません。

## 食べ物

食事は、用意した者と食べる者が共に分かち合う楽しいひとときとすることができます。

そのため子どもの反応に敏感でなければなりません。大

抵、子どもは、安全を感じるとき、必要とする食べ物が何かをかなり知ることができます。

## 衣服

私たちは子どもの衣服を、最大限、親が購入することを願っています。里親家庭が行う子どもの衣服の購入は、機関から支給される予算の範囲で補完的に行われます。衣服について親の好みを尊重することは重要です。

## 小遣い

子どもの年齢によって一定額が、毎月子どもに支給されます。その目的は、子どもにお金の意味をわからせ、管理することを学ばせるためです。小遣いの一覧表が契約書の2冊目に明示されています。

小遣いのすべては子どもの自立性に委ねられていますが、AF はそれをどう使うのかを子どもと話し合わなければなりません。

年長の子どもには貯金通帳を開設することをお勧めします。(SW と話し合ってください)

重要なことは、子どもの健康、育成、就学 余暇および持ち物に使われるすべての費用について、SW と必ず事前に話し合わなければならないということです。

## 緊急時に

あなたに委託されて子どものすべての重要な出来事又は例外的な状況は直ちに必ず機関へ知らせてください。医療手当に関しては、事故があったときから、あるいは子どもに保証される治療が始められてから、できるだけすぐに私たちに通報して下さい。

事務が時間外のときは、緊急電話番号 \_\_\_\_\_ を必ず呼び出してください。それで返事のないときにはつぎの番号 \_\_\_\_\_ を呼び出してください。これらの番号は家族にも、子どもにも絶対に伝えないでください。

私たちは、子どもに起きた事故や病気に関するすべてのことを子どもの親に伝える責任が機関にあることを確認し、できるだけ早く親たちに伝えます。

時間外に事務所に 24 時間待機中の SW は一括書類をみる事ができないので、あなたがバカンスで委託された

子どもと移動するときは、実親の連絡先を 24 時間待機している SW に伝えることを私たちはお願いします。  
その場合、SW は親たちに寄り添わなければなりません。

パリにて、日付； \_\_\_\_\_

M.C.GODEFROY 里親委託機関所長の署名

#### 事故の申告

あなたに委託された子どもに起きるすべての事故に関して私たちは署名を最善の期限で行わなければなりません。その事故が、最初は重大と思えなくても、続いて起こることの関係で用心しなければならないことがよくあります。

\_\_\_\_\_

アシスタント・ファミリアルの署名

事故のために MAIF 社に毎年 365 日昼夜を保険にかけているので、l'OSE に委ねられた子どもは被保険者になっています。そのため、保険の申告は l'OSE がしなければなりません。秘書が電話で詳細をあなたにうかがい、子どもを治療した医師による外傷を確認する最初の証明書を請求しますので、配慮して下さい。

\_\_\_\_\_

アシスタント・ファミリアルの配偶者の署名

#### 学童保険

すべての子どもは l'OSE を通して MAIF 社から学童保険が補償されます。学期始めに保険証があなたに送付されます。

#### 自動車保険

あなたの自動車保険において委託された子どもの移動中の損害が保証されているかどうかをご自身でお確かめください。

私たちは、委託された子どもの移動にあなたの自動車を使う許可をあなたに対して出せませんので、事故の危険性を補償されることが絶対に必要です。

子どもは安全ベルトをつけなければなりません。小さい子どもには保護いすが義務づけられています。

私たちは、あなたに有資格の AF として監護している子どもが起こす又は犠牲になる損害に対して、毎年、民事と自動車責任補償に登録している証明書の提出をお願いしています。

(最初に署名していますが、さらに記載事項を読み、同意した日付を記し、署名する)



## 平成 24 年度全国養育家庭のアンケート調査と里親面接調査 ～里親による里子「療育」の日々、そして里子(被虐待児)の心的世界～

深谷昌志\*・深谷和子\*\*・青葉絃宇\*\*\*

要旨：子どもは大昔から、家族—正確に言えば「血縁集団」—と呼ばれている小さな「安全基地 secure base」の中で育ってきた。愛を注いでくれる人々に囲まれた成長環境は、子どもを保護すると同時に、養育者との「情緒的きずな（アタッチメント、愛着、attachment）」が成立する重要な場でもある。そこで形成されるアタッチメントは、親に対してばかりでなく、その後も生涯にわたって子どもが人との関係を築いていく能力の基本となる。こうした人にとっての愛着形成の重要性は、ロンドン生まれの精神分析医、ボウルビイ（1907－1990）によって提唱され、以来多くの研究者の注目するところとなった。

不幸にして、親の死亡や両親の関係の不具合（離婚、別居）、親の情緒的病理や不安定さ（虐待やネグレクトをもたらすような）の中に置かれる子どもがいる。親の保護を失った子どもたちは、かつては親族や関係者に引きとられたが、家族の孤立化が進む中で、こうした子どもへの「社会的養護」のシステムが必要となってきた。

社会的養護の形は、里親による「家庭養護」（里親またはそれに準ずる養育形態、ファミリーホームなど）と乳児院を含む「施設養護」であるが、里親による養育が、子どもにとって最も望ましい成長環境であることは言う迄もない。

しかし、日本で家庭養護を受けている子どもは、世界の中で突出して低く、僅か 12% の数字は、あまりにも低率と言うべきである。制度の内容に違いがあるので一概に比較はできないが、実親の保護に欠ける児童に対する里親託率は、アメリカでは 77%、イギリスでは 72%、お隣の韓国ですら 44% である（開原久代ほか「家庭外ケア児童数および里親委託率等の国際比較研究」平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）研究報告書 p 20）。

どうしたら、こうした親の保護に欠ける子どもたちに 1 人でも多く、実親の下での成長環境に限りなく近い「里親の家庭」を用意してやれるか。その方策を探る作業は、今後の社会的な課題の一つであろう。その基礎資料の一つともするために、この度、全国 66 カ所の里親会の協力を得て、全国の養育里親にアンケート調査と個人面接調査を行った。

キーワード：養育里親、育児困難、「療育」、抽出児、養育返上、心身状態の改善、「心的世界」、脅威に満ちた世界、固まる、自閉、攻撃と退行、愛着形成、きずな形成、里親会、社会的理解、委託率の見通し、子どもにとっての最善の利益

-----  
\*東京成徳大学 \*\*東京学芸大学（名） \*\*\*東京里親会

## 第1章 養育里親の全国調査から

### A. 目的

厚労省は平成24年4月、施設の小規模化と家庭的養護の推進を提唱している。厚労省の指摘を待つまでもなく、研究者たちは「日本の社会的養護システムが、経済発展国中に類を見ない規模の施設養育に依存し続けてきた」（津崎哲雄、下記より引用\*）としている。そうした行政施策や民間の諸計画を進めるための基礎資料として、里親による里子養育の現状を明らかにすること、その中でも、里親の育児行動の維持要因としての「愛着の形成」「きずな形成」の持つ意味をとりあげたい。

\*マイケル・ラター：上鹿渡和弘訳「イギリス・ルーマニア養子研究から社会的養護への示唆」p33 福村出版 2012

大なり小なり、親から適切な養育を受けられなかった子どもを引き取って養育している里親とは、どんな人々か。里親たちの子育ての日々と、その中で抱えている育児困難の現状を明らかにし、里親支援のための基礎資料を得ることが本調査の目的である。

### B. 方法

1) 調査票の作成に先立って、2011年9月から3地点（東京、静岡、沖縄）の里親33名に面接調査を実施した。得られた資料をもとに巻末に掲載した調査票（資料2）を作成した。

2) 全国66カ所の里親会の協力を得て、全国の養育里親家庭を対象に、アンケート調査票を送付した。それぞれの里親会に必要な部数の調査票（返信用封筒同封）を一括送付し、里親会の把握している養育里親の家庭への送付を依頼した。回収先は東京成徳大学総務課、送付総数は2,236部、回収数は1,209部、回収率は54.1%。送付期間は2012年6月から7月であった。なお、集計表を資料2として添付した。

### C. 結果

#### 1. 対象となった里親の属性

本サンプルを通して、里親とはどんな人々か、その基本的属性を見ると、表1が示すように、まず里母の年齢は50代の41.5%をピークとして、40代から60代をあわせて95%。30代以下の若い里親は極めて少ない。これは里親を志す動機が、多くは実子に恵まれないことが分かった時期が40代と遅いことと、また、子育てや親の介護を終えた人々が、1種の社会貢献として（表5）、また時には<仕事>として、里親を志願するためと考えられる。

さらに里母の仕事の有無をみると、専業主婦は53.2%、働く母親は22.6%。しかし自営業従事者25.4%も「働く母親」とみなせば、全体の48%と、半分近くが仕事をもちながら里母をしている。働きながら里子養育をする人々に対する支援は、果たして十分なのだろうか。

さらに家族規模をみると、3人家族が31.8%、4人家族26%を含めると約6割が、3、4人の小さい家族である。また現在預っている里子数は、1人が65.6%と多数である。きょうだいを預

かったり、また、やや成長した里子の同意を得て、次の里子を迎えるケースもあり、2人が20.2%となっている。なお、祖父母（または1方）と同居している家族は3割に過ぎない。

表1 里親の基本的属性

N=1,209

—里母は50代が中心、有職者も22.6%— (%)

年齢		30代以下	40代	50代	60代以上	いない	
	里母	5.3	28.4	41.5	24.6	0.2	
里父	4.3	19.7	38.7	34.8	2.4		
職業	里母	専業主婦	自営	勤務者	その他	いない	
		53.2	13.5	22.6	10.6	0.1	
	里父	勤務者	自営	その他	いない		
		54.1	25.4	17.7	2.8		
家族	人数	2人家族	3人	4人	5人	6人	7人以上
		2.9	31.8	26.0	15.0	11.5	12.9
	里子数		1人	2人	3人	4人	
			65.6	20.2	6.3	6.9	
	同居の 実子数	0人	1人	2人	3人		
		44.3	32.8	15.1	7.8	(実子が同居55.7)	
同居の 祖父母	0人	1人	2人	3人			
	67.6	20.1	9.1	3.2	(祖父母同居32.4)		
居住地	北海道	東北	関東	東京	北陸	中部	
	9.4	7.6	25.9	9.5	3.4	11.0	
	近畿	中国	四国	九州	中部に東海を含む		
	12.2	6.5	2.8	11.7	九州に沖縄を含む		

次に表2が示すように、実子のいない里親は44.3%、実子がいて里親をしている人々は55%である。実子とのきょうだい関係については、多くの里親が配慮して、次の里子の委託時期や年齢を選択しているが、家族のダイナミクスに複雑な問題が生じているケースも見られる。時にそれが養育返上につながるケースもある。ある里親は、「里親を引き受けうけるかどうかは、夫婦だけの問題ではなく、子どもたちの問題でもあり、それに配慮が不足していたかもしれない」と、面接の中で述べている（ケース101）。

なお、以下の事例については、事例番号1から33までは、本プロジェクトの平成23年度報告書（事例研究）に、事例番号101から309までは、24年度報告書の事例研究に収録されている。

表2 実子の数

—実子がいる里親は56%— (%)

いない	1人	2人	3人	4人以上
44.3	13.3	16.0	14.6	11.8

なお、表3によれば、専門里親（注）が2割である。

（注）家庭での親密な援助関係を必要とする被虐待児等に、家庭復を前提として、問題性の改善や治療を図り、自立を支援することを目的とした里親制度。専門的ケアが必要と

される児童（2人以内）を対象として、原則として2年以内の期間で、特別な資格要件を満たした里親に委託する。しかし現状のような研修内容とキャリアの評価で、被虐待児の「療育者」としての役割が果たせるかには、いささか疑問を感じる。

表3 専門里親か、養育里親か（％）

専門里親	21.3
養育里親	78.9

表4は里親になった年齢と住居形態だが、30代かそれ以下で里親になった者は4分の1である。住居形態は1戸建てが83.5%と圧倒的で、高層マンションやアパートでの里子養育はきわめて少ない。大都市の居住環境は、里親のメンタルヘルス上からも、また里子の養育にも向いていないことを感じる。

表4 里親になった年齢と住居形態

—里母になった年齢は40代が中心— (％)

里母の年齢	30代前半	30代後半	40代前半	40代後半	50代前半	50代後半
	9.0	16.7	23.8	23.8	13.9	12.8
住居形態	一戸建て	4階以上	3階以下	その他		
	83.5	8.2	4.1	4.1		

表5「里親を思い立った理由」を見ると、「実子がなくて」とか、「実子はいるがきょうだいがあったほうが良いと思って」など、「家族的事情」から里親を思い立った者が、あわせて46.5%、人の役に立ちたいなど「社会貢献をしたくて」が、60.7%となっている（複数選択）。

表5 里親を思い立った理由（複数選択）

—社会貢献が60.7%— (％)

家族的事情	1.実子がなく、養子が欲しくて	39.6
	2.実子にきょうだいが欲しくて	6.9
社会貢献	3.子育てが一段落し、役に立つ仕事を	19.1
	4.養護施設に働いていたから	7.5
	5.親が育てられない子を助けたくて	34.1
その他	6.その他	24.2

表6では「里親環境」を見ている。世界には、特別の動機をもたなくとも、ふつうの家庭がふつうに里親をしたり、養子をとる文化をもつ国々がある。例えばアメリカがその一つで、目の色や肌の色が違う子が、1軒の家に何人もいて、養子を迎えたり、里子を受入れることが当たり前の社会であるかに見受けられる。これには宗教的背景やボランティア文化の存在が考えられる。（事例研究の章で、事例304、事例309を参照）

日本の里親は、周囲に里親をしている人がいて里親を思い立った人々なのか、それとも自分の中で生じた個人的動機からなのかをしてみる。

表6が示すように、「周囲に里親はいなかった」が72.6%と、多数である。面接の中で「自

分は一種の変わり種と周囲からみられている」と言う里親の声を聞くことがあった（事例 105）。里親を志向した人々は、未婚の時代から、または子ども時代から、自分の中に何か福祉的な関心とも言うべきものがあった人々もおり（事例 19）、また自分や配偶者の親の境遇に触発されたケースもある（事例 106）。

表 6 里親を志向した時に、周囲に里親がいたか  
—「いた」が 27.4%— (%)

いなかった	72.6
一人いた	11.5
2人以上いた	15.9

## 2. 里子の現状と成長—抽出児をめぐって

ここからは、里子の心身発達の現状と、里家に委託されてからの成長をみていく。

そのために、里子一人を対象児として抽出し、里子の委託時と現在の心身発達の状況を見ることにする。なお、現在一人しか里子を委託されていない場合は、その里子をAとして、また複数の里子を預かっている場合は、いちばん委託期間が長い里子をAとして、以下Aについて聞いていく。まず表 7 は、抽出児の属性、表 8 は委託時年齢と委託期間である。

表 7 (抽出した) A の基本的な属性 (現在) (%)

年齢	5歳未満	6～10歳	11～15歳	16～20歳	21歳以上	
	26.8	29.7	25.4	17.2	0.9	
性別	男子	女子				
	52.4	47.6				
学校段階	乳幼児	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学等
	9.5	17.2	35.5	15.1	17.9	4.8

表 8 A が委託された年齢、現在までの委託期間

—2歳以下が 41.7%、7年以上が 31.4%— (%)

委託 の 年 齢	0歳	10.3
	1～2歳	31.4
	3～4歳	22.3
	5～6歳	12.2
	7歳以上	23.9
委託 期 間	1～2年	26.0
	3～4年	18.6
	5～6年	11.6
	7年間以上	31.4

表 9 はAが里家に委託される迄、どのような場で成長してきたかのルーツである。乳児院、児童養護施設など、施設を経験して委託された子どもが、64.4%と多数を占める。実親の家

庭から保護されて、直接里家に委託された子どもも 23.4%いる。他の里親や親族を經由してきた子ども 4.8%、不明が 7%となっている。

表 9 A のいた環境（どこから里家に来たか）

—施設からが 64.4%— (%)

	全体
1.乳児院から	35.9
2.乳児院と養護施設から	19.5
3.養護施設から	9.0
1～3の小計	64.4
4.実親の家庭から	23.4
5.他の家族や親戚の家	4.8
6.分からない・その他	7.4

表 10 は、A が被虐待児であったかどうかだが、委託時に児相が詳しい資料を提示しなかった場合もあり、不明を含めてその他が半分を超えている。この中には、相当数の被虐待児が含まれている可能性もある。中で「虐待を受けた」とした 37.5%を、後に解析の資料として使用した。

表 10 A の委託理由（複数回答）

—被虐待児は 37.4%— (%)

1.親からの虐待	37.4
2.実親の死亡・病気	13.4
3.その他	45.1
4.不明	8.0

注) 児相から委託理由をはっきり知らされていない里親も多い。

### 1) 抽出児 A の身体的側面と変化

まず里家に委託された当時と現在では、体の発達や心の発達がどう変化したか、里親が記入した内容を見て行く。

表 11 は、委託時に「食べ過ぎる、偏食が多い、身長が小さい、言葉の遅れ、やせ、知的遅れ」などの徴候があったかどうかである。「とてもそう・わりとそう」の小計の大小順に並べてある。

表 11 A の身体状況 1（委託時）

—食行動に問題がある場合が多い—

(%)

	とても	わりと	小計	少し	あまり	全く	乳児*
1.食べ過ぎる	15.4	12.7	28.1	10.1	22.7	28.9	10.2
2.偏食が多い	14.4	12.4	26.8	15.2	17.8	29.7	10.5
3.身長が小さい	9.2	13.2	22.4	14.0	21.4	34.4	7.9
4.言葉の遅れ	10.9	10.2	21.1	13.9	16.8	36.6	11.5

5.やせている	8.2	12.2	20.4	13.5	20.9	38.0	7.4
6.知的遅れ	6.5	8.9	15.4	16.9	17.4	39.9	10.5

\*乳児段階なので、発達が判断できない

次に表 12 は現在の状況である。食べ過ぎ、偏食（食事行動）が上位で、知的遅れはやや少ない。また、右端「乳児」は、乳児だったため評価ができないので除いてある。

表 12 A の身体状況 2（現在）

—現在は問題が少ない— (%)

	とても	わりと	小計	少し	あまり	全く	乳児
1.食べ過ぎる	3.1	9.6	12.7	13.4	27.2	44.9	1.8
2.偏食が多い	4.6	11.6	16.2	18.3	20.0	43.7	1.8
3.身長が小さい	3.3	9.3	12.6	13.9	16.1	55.9	1.4
4.言葉の遅れ	2.0	6.1	8.1	11.8	15.9	62.1	2.2
5.やせている	1.8	7.8	9.6	13.3	22.2	53.5	1.4
6.知的遅れ	3.1	7.4	10.5	12.2	17.8	57.3	2.1

表 13 は身体状況を預かった時と現在と比較した結果で、右から 2 番目の「全くそうでない」の数字をみてる。「食べ過ぎる」について、委託時に「全くそうでない」とした者は 28.9%、しかし現在は、その下の 44.9%が示すように、否定する里親が多くなっていて、「食べすぎ」はかなり改善されたことがわかる。同様の傾向は 6 項目すべてに見られ、委託時に比べて、現在は「そうでない」とする者が大きく増えている。身体的状況は、家庭養育の間はかなり改善がされたとみることができる。ただし、これはあくまで里母の把握による数字である。

表 13 A の身体状況 3（委託時と現在）

—委託後、多くの面が改善されている— (%)

		とても	わりと	小計	少し	あまり	全く	乳児
1.食べ過ぎる	委託時	15.4	12.7	28.1	10.1	22.7	28.9	10.2
	現在	3.1	9.6	12.7	13.4	27.2	44.9	1.8
2.偏食が多い	委託時	14.4	12.4	26.8	15.2	17.8	29.7	10.5
	現在	4.6	11.6	16.2	18.3	20.0	43.7	1.8
3.身長が小さい	委託時	9.2	13.2	22.4	14.0	21.4	34.4	7.9
	現在	3.3	9.3	12.6	13.9	16.1	55.9	1.4
4.言葉の遅れ	委託時	10.9	10.2	21.1	13.9	16.8	36.6	11.5
	現在	2.0	6.1	8.1	11.8	15.9	62.1	2.2
5.やせている	委託時	8.2	12.2	20.4	13.5	20.9	38.0	7.4
	現在	1.8	7.8	9.6	13.3	22.2	53.5	1.4
6.知的遅れ	委託時	6.5	8.9	15.4	16.9	17.4	39.9	10.5
	現在	3.1	7.4	10.5	12.2	17.8	57.3	2.1

## 2) 抽出児 A の性格的側面と変化

表 14 では、「素直でない」から「物やお金を取る」まで 16 項目について、「とてもそう」から「全くそうでない」までの評定である。「とても・わりと」の小計の大小順に、項目を並

べてある。例えば「素直でない」を見ると、小計が44.4%と委託時の里子たちの中には、かなり素直でない傾向があったことが分かる。同じく、「甘えたがる、人の顔色を見る、感情の起伏が激しい、落ち着きがない」等が35%を超えており、委託時の里子たちの性格的特徴とみることができる。

表14 Aの性格1（委託当時） (%)

	とても	わりと	小計	少し	あまり	全く
1.素直でない	24.5	19.9	44.4	19.3	15.8	20.5
2.甘えたがる	22.8	20.5	43.3	19.2	20.6	16.8
3.人の顔色を見る	19.5	21.9	41.4	21.6	20.4	16.6
4.感情の起伏が激しい	21.2	17.5	38.7	17.5	24.1	19.7
5.落ち着きがない	19.4	17.7	37.1	20.5	19.6	22.7
6.わがまま	17.7	17.5	35.2	18.4	23.6	22.8
7.（一人より集団が好き）*	12.0	21.4	33.4	13.7	26.6	26.3*
8.反省心がない	14.9	16.6	31.5	17.2	21.8	29.4
9.すぐに泣く	14.0	15.1	29.1	13.7	28.8	28.4
10.人に心を閉ざす	11.7	12.0	23.7	21.3	27.4	27.6
11.よく嘘をつく	12.1	11.1	23.2	18.3	23.2	35.3
12.パニックを起こす	11.7	10.1	21.8	16.3	27.0	34.9
13.よく約束を破る	10.1	9.9	20.0	16.1	27.0	36.9
14.言葉が乱暴	7.6	8.2	15.8	13.8	26.9	43.6
15.すぐに暴力を振るう	6.7	9.0	15.7	11.5	23.8	48.9
16.物やお金をとる	5.1	5.9	12.0	8.0	16.4	64.6

\*ポジティブ項目のため、考察から削除

表15はそれらが現在どうなったかだが、小計の数字を見ると、上位5位は、「甘えたがる、わがまま、素直でない、感情の起伏が激しい、落ち着きがない」と、委託時と比べ大きな変化は見られない。

表15 Aの性格2（現在）

	とても	わりと	小計	少し	あまり	全く
1.素直でない	13.4	18.2	31.6	26.1	19.9	22.4
2.甘えたがる	12.5	24.7	37.2	26.9	20.4	15.4
3.人の顔色を見る	6.8	16.6	23.4	27.3	28.2	21.1
4.感情の起伏が激しい	10.9	15.7	26.6	22.1	29.3	22.0
5.落ち着きがない	6.7	17.9	24.6	24.4	25.8	25.3
6.わがまま	9.4	24.6	34.0	26.1	24.4	15.5
7.（1人より集団が好き）*	13.8	27.6	41.4	15.3	25.6	17.7*
8.反省心がない	8.1	15.1	23.2	23.4	22.7	30.8
9.すぐに泣く	5.6	12.0	17.6	17.6	30.8	34.0
10.人に心を閉ざす	2.9	6.6	9.5	15.9	32.5	42.0
11.よく嘘をつく	6.0	10.5	16.5	19.6	24.3	39.6
12.パニックを起こす	3.8	6.4	10.2	15.3	29.6	45.0
13.よく約束を破る	6.0	10.2	16.2	19.2	24.7	39.8



14.言葉が乱暴	4.5	10.1	14.6	20.4	24.5	40.4
15.すぐに暴力を振るう	2.6	6.0	8.6	12.6	24.4	54.5
16.物やお金をとる	1.8	4.8	6.6	9.1	16.4	67.9

\*ポジティブ項目のため削除

委託時と現在を比較したのが、表 16 である。小計の数字を見ると、委託時より現状のほうが、全ての項目で小さくなっている。しかし項目によって、改善傾向に多少の違いがみられる。

表 16 Aの性格の変化（委託時と現在）

—委託後に大方は改善しているが、改善傾向には大小がある— (%)

		とても	わりと	小計	少し	あまり	全く
1.素直でない	委託時	24.5	19.9	44.4	19.3	15.8	20.5
	現在	13.4	18.2	31.6	26.1	19.9	22.4
2.甘えたがる	委託時	22.8	20.5	43.3	19.2	20.6	16.8
	現在	12.5	24.7	37.2	26.9	20.4	15.4
3.人の顔色を見る	委託時	19.5	21.9	41.4	21.6	20.4	16.6
	現在	6.8	16.6	23.4	27.3	28.2	21.1
4.感情の起伏が激しい	委託時	21.2	17.5	38.7	17.5	24.1	19.7
	現在	10.9	15.7	26.6	22.1	29.3	22.0
5.落ち着きがない	委託時	19.4	17.7	37.1	20.5	19.6	22.7
	現在	6.7	17.9	24.6	24.4	25.8	25.3
6.わがまま	委託時	17.7	17.5	35.2	18.4	23.6	22.8
	現在	9.4	24.6	34.0	26.1	24.4	15.5
(7.一人より集団が好き)	委託時	12.0	21.4	33.4	13.7	26.6	26.3
	現在	13.8	27.6	41.4	15.3	25.6	17.7*
8.反省心がない	委託時	14.9	16.6	31.5	17.2	21.8	29.4
	現在	8.1	15.1	23.2	23.4	22.7	30.8
9.すぐに泣く	委託時	14.0	15.1	29.1	13.7	28.8	28.4
	現在	5.6	12.0	17.6	17.6	30.8	34.0
10.人に心を閉ざす	委託時	11.7	12.0	23.7	21.3	27.4	27.6
	現在	2.9	6.6	9.5	15.9	32.5	42.0
11.よく嘘をつく	委託時	12.1	11.1	23.2	18.3	23.2	35.3
	現在	6.0	10.5	16.5	19.6	24.3	39.6
12.パニックを起こす	委託時	11.7	10.1	21.8	16.3	27.0	34.9
	現在	3.8	6.4	10.2	15.3	29.6	45.0
13.よく約束を破る	委託時	10.1	9.9	20.0	16.1	27.0	36.9
	現在	6.0	10.2	16.2	19.2	24.7	39.8
14.言葉が乱暴	委託時	7.6	8.2	15.8	13.8	26.9	43.6
	現在	4.5	10.1	14.6	20.4	24.5	40.4

15.すぐに暴力を振るう	委託時	6.7	9.0	15.7	11.5	23.8	48.9
	現在	2.6	6.0	8.6	12.6	24.4	54.5
16.物やお金をとる	委託時	5.1	5.9	12.0	8.0	16.4	64.6
	現在	1.8	4.8	6.6	9.1	16.4	67.9

そこで、性格面での変化を、比率の形で算出した結果が表 17 である。委託時の小計の数字を現状の数字で割って、もし変化がなければ 100.0%となる。表の左側に、改善傾向の少ない項目、右側に改善傾向の大きい項目を並べた。改善の生じ難かった項目は「わがまま、言葉が乱暴、甘えたがる、約束をやぶる、よく嘘をつく」等の「自己中心、自分勝手な」傾向が並ぶ。それに対し、改善の大きい項目は「人に心を閉ざす、パニックを起こす、すぐ暴力を振るう、物やお金を盗る、人の顔色を見る」など、「人への警戒心、自己統制力のなさ」を示す項目である。そして、性格的には、全体として安定化傾向が見出される。

もっとも、ふつうの環境で育った子どもも、成長につれて学校生活など、外の世界での体験から性格的な改善が生じるものであり、この変化はあながち里親養育の結果だけからとは言えない。

表 17 家庭養育による性格の改善（指数）

A（事後）÷ B（事前）

順位	改善傾向が小さい項目		改善傾向が大きい項目	
	項目	指数	項目	指数
1.	わがまま	96.6	人に心を閉ざす	40.1
2.	言葉が乱暴	92.4	パニックを起こす	46.8
3.	甘えたがる	85.9	すぐに暴力を振るう	54.8
4.	約束を破る	81.0	物やお金をとる	55.0
5.	よく嘘をつく	71.1	人の顔色をみる	56.5

\*「自己中心、自分勝手」は改善されにくい、「人への警戒心」「自己統制ができない」等は、かなり改善している

### 3) 学校生活への適応

家庭という閉ざされた空間の中で見せる里子の姿には、問題も残っているようだが、外の世界での適応はどうか。

表 18 は、学校生活への適応を見ている。里子たちは、学校は好きで、「とても好き(47.5%)、やや好き(18.3%)」を合わせると 65.8%だが、勉強は嫌いで(とても・かなり嫌いをあわせて 46.3%)、成績は全体としては中の下から下(をあわせて 45.9%)となっている。しかし成績については、「成績上位や中の上」の子ども、2割弱いる。これは、実親の家庭にあった教育放棄等の有無や、施設で過ごした期間の長さ、また本人の能力にもよるものであろう。

さらに友人関係は、「ふつう」(36.2%)、「普通よりわりと良い子」(29.6%)、「とても良い子」(22.1%)をあわせると 9割となる。里子たちは、家庭という小さい環境より、外の世界での適応のほうが良いのは面白い。

表 18 学校生活への適応

—学校は好きだが、勉強は嫌い—

(%)

学校は	とても嫌い	かなり嫌い	(嫌い小計)	ふつう	やや好き	とても好き	(好き小計)
	2.2	5.9	8.1	26.1	18.3	47.5	65.8
勉強は	とても嫌い	かなり嫌い	(嫌い小計)	ふつう	やや好き	とても好き	(好き小計)
	19.0	27.3	46.3	36.4	12.5	4.9	17.4
成績	下の方	中の下	小計	中	中の上	上位	小計
	27.5	18.4	45.9	28.0	17.3	8.7	26.0
学校の友だち	あまりよくない	ふつう	わりとよい	とてもよい			
	12.1	36.2	29.6	22.1			

### 3. 虐待を受けた里子の心的世界—虐待の影

これ迄は調査票の項目を使っての、量的尺度の結果を見てきたが、ここからはアンケート調査票の自由記述欄の書き込みを使って、質的な検討を加えていく。これは里親に、(Aが虐待を受けた子だった場合) II) —3) 「虐待された影を感じられたことがありますか。ある場合はどんな時や、どんな場面ですか」と尋ね、その自由記述をまとめたものである。表 10 で見たように、里子 (A) が被虐待児だったかどうかは、「1.親からの虐待」の 37.4%が当てはまるが、「2.実親の死亡・病気」の 13.4%の子どもも、場合によっては過酷な状況にいたと言えよう。また「3.その他」の 45.1%には、児相が資料を提供しなかった場合もあるので、ここにかかなりの被虐待児が含まれている可能性もある。

調査票 (3 頁目) のこの項目には、自由記述欄として、4×15 センチの小さい欄が設けられていたが、このスペースを一杯に使って、または欄外に至る迄しばしば詳細な書き込みがあった。それらが次の資料である。ただし、同様な内容の記述は (量的な分析ではないので) 省略した。これらの何倍もの分量の書き込みがあったことを付け加えておきたい。恐らく里親たちは、引き取った後で、予期せぬ里子たちの行動に驚愕して、それを記憶にとどめ、る書き記したのであろう。

#### <里親の感じた虐待の影>

##### 1) 世界は脅威に満ちている

—まるでムンクの「叫び」の世界にいる子どもたち

ムンクは、表現主義の画家で、生命のフリーズと題した不安系列の絵はよく知られている。耳を抑えた前方の人物は、実存的な不安に襲われて叫んでいるかのようで、見る者にこの主人公の住む世界の不気味さを伝えてくる。以下に見る虐待を受けた里子の住む世界は、われわれと同一の世界にいるもかかわらず、ひどく恐ろしい姿で主人公に迫っているかのようで

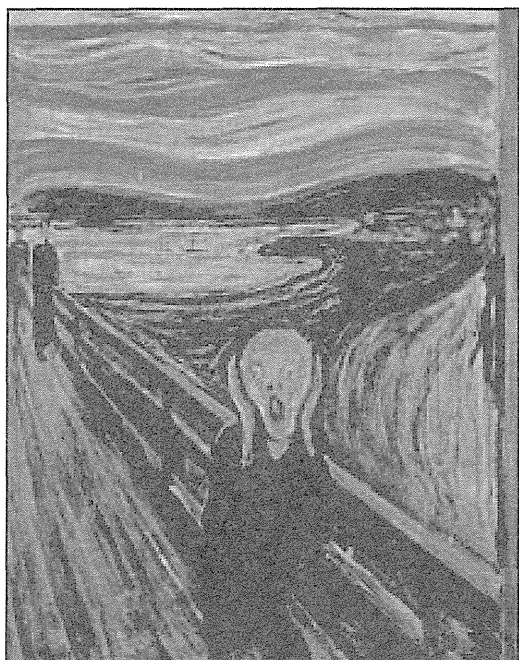
ある。「叫び」はあたかも、虐待を受けた里子の心的世界そのものに思われる。

里子は、親から直接に虐待を受けたり、ネグレクトされた場合に限らず、親の不和や離婚、病気、死亡などのミゼラブルな体験に加えて、突然施設に保護されたり、里親の家に連れて来られて、その都度大きく違った環境への適応を余儀なくされた子どもたちである。種類は違っても、人または環境からの「虐待」を受けた子どもたちであるとも言える。

そうした子どもたちの心的世界について、里母の記述した内容から推測してみる。

ここには、環境への底知れぬ不安の中で、自分を守るべく、多様な反応をしている里子たちの姿が見られる。なお、各記述の頭に付けた番号はサンプル番号で、文章の最後には、表9に記した里家に来る迄の環境（ルーツ）を掲げた。

- ① 乳児院から
- ② (乳児院→児童養護施設) 児童養護施設から
- ③ (乳児院を経験せずに) 児童養護施設から
- ④ 実親の家庭から (一時保護所経由も含む)
- ⑤ 他の里親や親せきから
- ⑥ その他



ムンク (1863-1944) 「叫び」 (1893)

表現主義の画家が<生命のフリーズ>と題して中核的テーマで描く不安系列の代表作。フィヨルドのほとりの道を歩いて夕方、ふと空を見あげると、血に染まったかのような赤い空を見た。ムンクは自然を貫く叫びを感じて表現し、人間の不安に共鳴する幻聴を、朱の色で書いたという。自然に対する実存的な不安を叫ぶ、独特のタッチで描かれた表情が、見る者を刺激する。

里子たちもわれわれと同じ世界の住人なのに、あたかも異界に置かれた孤児のような姿を見せている。里子たちにとって、世界は恐ろしく、不安に満ちており、「叫び」の絵の中で、耳を抑えている人物と同じような「心的世界」がその中に広がっているかのようである。

- 65 ・聞き取れない声でしか、話さない  
・強い言葉に反応し、おびえた表情を見せる  
・大人が振り向いたりすると、身を引く ①
- 52 ・死に対する恐怖感が強く、現在の家族の死を否定する。  
・実親に育児放棄されたことで、自信がない。①
- 98 不安感が強い。来てから毎日夜泣きが2年間続いた。①
- 09 ごく最近 (11歳まで) 一人で寝ることができなかった。(“寝ている時に見捨てて行く